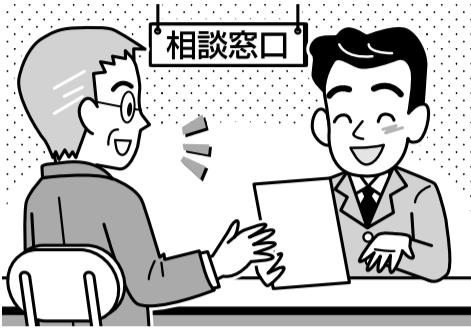


# 臨時納税相談窓口を開設

5月7日(金)～16日(日)に、平日の窓口延長と土・日曜日の臨時窓口の開設をします。納税相談や納税をしたいが、土・日曜日もしくは午後5時以降しか時間が取れないという方はぜひご利用ください。



徴収・特別徴収)、固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)、軽自動車税、法人市民税については納税課(市役所2階)で、国民健康保険税については保険課(市役所1階)で、

## 市職員の滞納者宅訪問

市の職員が滞納者宅を訪問し早期納付のお願いをしていますが、他自治体で職員と偽って訪問する事例が発生しています。職員は身分証明書を持っていますので、ご確認ください。

## 市条例の一部を改正しました

【個人市民税】  
 ◆非課税限度額の引き下げ  
 市民税・都民税の均等割非課税限度額の加算部分が24万円から22万円に、所得割非課税限度額の加算部分が36万円から35万円にそれぞれ引き下げられました。

◆均等割非課税措置の廃止  
 均等割非課税措置の廃止生計を一にする妻に対する均等割は非課税とされていますが、この措置を段階的に廃止します(平成17年度は1千500円、平成18年度は3千円)。

◆老年者控除の廃止  
 老年者控除(現行48万円)が、平成18年度から廃止されます。

◆土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引き下げ  
 次のとおり、平成17年度から税率が引き下げられます。

◇一般長期譲渡の場合、現行4%(4千円超部分5.5%)が一律3.4%。  
 ◇優良宅地譲渡の場合、現行3.4%(4千円超部分4%)が2.7%(2千円超部分3.4%)に。  
 ◇短期譲渡の場合、現行9%が6%に。国などへの譲渡の場合は、現行4%が3.4%に。

◆居住用財産の買い換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度を拡充・延長  
 譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合を適用対象に追加したうえ、適用期限を平成18年12月31日まで延長しました。

◆居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設  
 買い換えに加え、借家への住み替えなどについても、居住用財産の譲渡損失の金額のうち、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価格を超える場合のその差額を限度として譲渡損失の繰越控除を認める制度を創設しました。

◆非上場株式等の譲渡益に係る税率  
 平成17年度から、4%から3.4%に引き下げます。

◆市民税課市民税係内線2349

【固定資産税】  
 ◆家屋の附帯設備に対する固定資産税の課税  
 家屋の附帯設備について、家屋の所有者以外の者が平成16年4月1日以後にその事業の用に供するために取り付けたものについては、その附帯設備を償却資産として、取り付けた者を納税義務者とする規定の整備を行いました。

◆資産課税係内線2362

## 市税だより

【個人市民税】  
 ◆平成16年度分から軽自動車税は、納税通知書と同封されている「コンビニ納付が可能な方法」を利用してください。

【納付方法】  
 平成16年度分から軽自動車税は、納税通知書と同封されている「コンビニ納付が可能な方法」を利用してください。

【納付方法】  
 平成16年度分から軽自動車税は、納税通知書と同封されている「コンビニ納付が可能な方法」を利用してください。

【固定資産税・都市計画税の納税通知書】  
 5月6日(木)に発送します

平成16年度の土地・家屋・償却資産の納税通知書と課税明細書を5月6日(木)に発送します。内容を確認のうえ、納期限までに納めてください。課税明細書は、証明書の申請や確定申告書作成の参考資料としてもご利用ください。

※口座振替未利用の方には、申込書と同封しましたので、この機会にご利用ください。

◆共有者用納税通知書  
 土地・家屋を共有で所有されている場合は、共有者の方にも納税通知書を送付しています(共有代表者と同一世帯の場合を除く)。なお、納付書は代表者へ送付しました。

◆縦覧簿の縦覧  
 5月31日(月)まで資産課税(市役所2階)で縦覧することができます。

◆固定資産税・都市計画税の納税通知書

【不動産登記無料相談】  
 毎月1回開催しています。5月12日(水)午後1時30分～3時30分、武蔵野スイングビル10階スライム1(武蔵境駅北口)で。

◆当日、直接会場へ。  
 ↓東京土地家屋調査士会武蔵野支部 ☎33-0755・東京司法書士会武蔵野支部 ☎22-0743

【三鷹市環境放射線測定器の設置】  
 市民などの高環境を目標とする活動を支援するため設置された環境放射線測定器の設置について検討する同委員会を傍聴できます。

◆当日、直接会場へ。  
 ↓環境対策課 ☎内線2522

【三鷹市女性問題懇談会】  
 活動報告会・総会  
 15年度の活動報告会、16年度の総会を開催します。

◆5月8日(日)、活動報告会は午後1時30分～2時30分、総会は午後2時40分～3時40分、三鷹産業プラザ701号会議室で。

◆当日、直接会場へ。  
 ↓企画経営室平和・女性国際化推進係 ☎内線2115

【都営住宅の入居者を募集】  
 東京都全体での募集で、都内区市町村役場、東京都住宅供給公社募集センターなどで。

◆募集戸数 ①世帯向(一般募集住宅) 1千490戸、②定期使用住宅(若年ファミリー向) 25戸、③若年ファミリー向40戸

◆申込書・募集案内の配布  
 5月6日(木)～14日(土)・日曜日を除く、まちづくり建築課(市役所5階)、各市政窓口(三鷹市まちづくり建築課住宅対策係 ☎内線2867)まで、8日(日)は午前8時30分～午後5時に配布、都

【コンビニ収納も可能】  
 軽自動車税の納付は5月31日(月)まで

平成16年度軽自動車税の納税通知書を5月初めに送付します。5月31日(月)の期限内納付に協力をお願いします。

廃棄・譲渡、盗難車両の納税通知書が届いた方はご連絡ください。

※公益で利用する車、障害者世帯などの車両は減免の対象となる場合があります。

くわしくは市民税課税務管理係 ☎内線2355へ。

【納付方法】  
 平成16年度分から軽自動車税は、納税通知書と同封されている「コンビニ納付が可能な方法」を利用してください。

【市中保園で臨時職員募集】  
 0歳児保育の補助、育児タム取得職員の代替

◆勤務 ①月々金曜日午後5時～6時15分(10月ごろまで)、②火、金曜日午後4時～6時30分(7月以降は午後5時～6時30分、10月ごろまで)。

◆時給 午後4時～5時は940円、5時～6時は1000円、午後5時以降は1100円、11時25分～12時25分は1100円、12時25分～13時25分は1100円。

◆山中保園(上連雀7-19-1100) ☎40-7542へ  
 直接電話連絡の上、履歴書を持参する。

【社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団で職員を(4職種)募集】  
 勤務はいつでも市内の三鷹市福祉施設で。年齢は平成16年4月1日現在。

◆母子生活支援施設施設長(管理職1人)  
 55歳未満で児童福祉施設3年以上経験者。週平均5日(40時間)勤務。

◆環境対策課 ☎内線2522 直接会場へ。

【芸術文化振興財団で展覧会の臨時職員(登録制)を募集】  
 展覧会の入場券などの販売・受付、場内監視など。

◆応募資格 18歳以上で年3回(1回は35日前後)の展覧会期中、休館日(原則月曜日)を除く全期間勤務できる方

◆勤務 火、日曜日の①早番 午前9時30分～午後4時15分、②遅番 午後4時10分～午後8時10分、三鷹市美術ギャラリーまたは三鷹市芸術文化センターで。

【市役所内売店のアルバイト(1人)募集】  
 市役所内売店の販売・事務作業など。勤務は月々金曜日午前7時30分～午後4時30分(休憩1時間)。時給は800円～900円。

くわしくは三鷹市障害者ワーククラブ ☎32-3234へ。

◆時給 午後4時までは平日80円、土・日曜日、祝日は1千円、午後4時以降は100円増。交通費は別途規定による支給。

◆募集人数 5月15日(日)～6月27日(日)は1人、はがきで登録をお知らせし、以後、展覧会開催時に必要に応じて連絡します。

◆応募方法 5月9日(日)までに、履歴書(写真貼付)に早番・遅番の希望を記入、返信用はがき(宛名明記)を同封し、「〒181-0012上連雀6-12-14三鷹市芸術文化センター」臨時職員担当宛へ直接または郵送で申し込む。応募書類は返却しません。

※5月6日(木)、7日(金)は休館日。  
 ↓同センター ☎47-9100